

こどもの^{けんり}権利

さぬき市民病院^{しみんびょういん}では、公益社団法人日本小児科学会^{こうえきしゃだんほうじんにほんしょうにかがっかい}の「医療^{いりょう}における子ども憲章^{こけんしょう}」

に基づき、^{もと}「こどもの権利^{けんり}」を作成し、これを守^{まも}って、こどもたちが、いつでも、安心^{あんしん}して正しい医療^{ただ いりょう}が受けられるようお約束^{やくそく}します。

- 1 ^{ひと}人として大切^{たいせつ}にされ、自分^{じぶん}らしく生きる権利^{けんり}
- 2 ^こ子どもにとって一番^{いちばん}よいこと（子どもの最善^{さいぜん}の利益^{りえき}）を考^{かんが}えてもらう権利^{けんり}
- 3 ^{あんしん}安心・安全^{あんぜん}な環^{かん}境^{きょう}で生活^{せいかつ}する権利^{けんり}
- 4 ^{びょういん}病院^{おや}などで親^{たいせつ}や大切^{ひと}な人^{けんり}といっしょにいる権利^{けんり}
- 5 ^{ひつよう}必要なことを教^{おし}えてもらい、自分^{じぶん}の気持^{きもち}・希望^{きぼう}・意見^{いけん}を伝^{つた}える権利^{けんり}
- 6 ^{きぼう}希望^{とき}どおりにならなかつた時^{りゆう}に理^{せつめい}由^{けんり}を説^{けんり}明^{けんり}してもらう権利^{けんり}
- 7 ^{さべつ}差別^{きず}されず、こころやからだを傷^{けんり}つけられない権利^{けんり}
- 8 ^{じぶん}自分のことを勝^{かって}手にだれかに言^いわれ^{けんり}ない権利^{けんり}
- 9 ^{びょうき}病^{あそ}気^{べんきょう}のときも遊^{けんり}んだり勉^{けんり}強^{けんり}したりする権利^{けんり}
- 10 ^{くんれん}訓練^うを受けた専^{せんもんてき}門^{ちりょう}的^うなス^{けんり}タ^{けんり}ッフ^{けんり}から治^{けんり}療^{けんり}とケ^{けんり}ア^{けんり}を受^{けんり}ける権利^{けんり}
- 11 ^{いま}今^{しょうらい}だけではな^{つづ}く將^{いりょう}来^うも続^{けんり}けて医^{けんり}療^{けんり}やケ^{けんり}ア^{けんり}を受^{けんり}ける権利^{けんり}

令和8年4月1日



さぬき市民病院